

日医発第 1386 号（健Ⅱ）（技術）（法安）
令和 5 年 11 月 14 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

妊婦にとって禁忌とされている新型コロナウイルス感染症治療薬の
処方並びに調剤に関する合同声明文について

平素より新型コロナウイルス感染症対応に格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、妊婦にとって禁忌とされる新型コロナウイルス感染症の治療薬が処方・調剤され、その後に本人が妊娠していることが判明した事例が多数報告されていることから、一般社団法人日本感染症学会、公益社団法人日本化学療法学会及び公益社団法人日本産科婦人科学会並びに公益社団法人日本医師会及び公益社団法人日本薬剤師会により、新型コロナウイルス感染症治療薬の処方並びに調剤に関する合同声明文を別添のとおり取りまとめました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

別添

妊婦にとって禁忌とされている新型コロナウイルス感染症治療薬の処方並びに調剤に関する合同声明文

新型コロナウイルス感染症の診療に携わる医療関係者各位

妊婦にとって禁忌とされている新型コロナウイルス感染症治療薬の
処方並びに調剤に関する合同声明文

妊婦にとって禁忌とされる新型コロナウイルス感染症の治療薬が処方・調剤され、その後
に本人が妊娠していることが判明した事例が多数報告されています。その結果、実際に薬を
服用した患者は大変に大きな不安を抱えて妊娠と向き合うこととなっています。

これらの事例の多くは、医師の問診に対するご本人による申告や処方前に用いられるチ
ェックリストによる確認を通じて、処方について問題ないと判断されていました。また、処
方箋が薬局に持ち込まれた際の、薬局薬剤師による聞き取りやチェックリストによる確認
の際にも、調剤について問題ないと判断されていましたが、結果として、妊婦への処方・調
剤事例となっています。

新型コロナウイルス感染症の治療薬を処方される医師並びに調剤される薬剤師の方々に
おいては、妊娠可能年齢の女性である場合、ご本人への問診の結果、妊娠の可能性がないと
申告されても完全には排除できるものではないということに是非ご留意頂きたいと思いま
す。そのうえで、患者さんに丁寧な説明を行うとともに、妊婦にとって禁忌とされてい
る新型コロナウイルス感染症の治療薬を妊娠可能な世代の女性の患者さんに処方あるいは調
剤するかどうかについて、くれぐれも慎重にご判断いただきますよう、お願い申し上げます。

一般社団法人 日本感染症学会 理事長 長谷川直樹
公益社団法人 日本化学療法学会 理事長 松本哲哉
公益社団法人日本産科婦人科学会 理事長 加藤聖子
公益社団法人日本医師会 松本吉郎
公益社団法人日本薬剤師会 山本信夫